

令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における  
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金実施要綱  
(令和5年度発生事案分)

(目的)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

(補助額)

第3条 本事業の補助額等の詳細は、別紙1に定めるとおりとする。なお、別紙1に定める基準単価は、年度単位で適用する。

(補助対象及び対象経費等)

第4条 県は、新型コロナウイルス感染症による介護サービス提供体制に対する影響を最小限にするため、以下のとおり緊急時介護人材確保や職場環境復旧等支援を実施する。

(1) 対象となる事業所・施設等

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同

居している場合に限る。以下同じ。）に対応した介護サービス事業所・施設等

① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む。）（別添1の※1～※4に該当する事業所に限る。以下同じ。）

② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）

③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）（※1）

④ 施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

(ア)の①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であつ

て、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。））

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）

- ① (ア) の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

## (2) 対象経費

令和5年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において発生した、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

(ア) (1) の (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等

- ① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日当たり4千円を補助上限とし、1月当たり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月当たり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり（介護施設等に限る。）。）

- ② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

- ③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

- ④ 感染性廃棄物の処理費用

- ⑤ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

- ⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用を除く。）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

- (イ) (1) の (ア) ③に該当する介護施設等  
一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり（介護施設等に限る。）。）
- (ウ) (1) の (ア) ④に該当する高齢者施設等  
感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年5月7日までは別添3-1のとおり、同月8日以降は別添3-2のとおり（高齢者施設等に限る。）。）
- (エ) (1) (イ) に該当する事業所（代替サービス提供期間の分に限る。）
  - ① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保  
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
  - ② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用  
代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用を除く。）
- (オ) (1) (ウ) に該当する事業所・施設等  
連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
  - ・ 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受入れに伴う介護人材確保
  - ・ 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣  
のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(その他)

第5条 県は、前条に掲げる補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月22日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日から同年5月7日までの間に発生した通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用の助成に関する次の表の左欄に掲げるこの要綱の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条(1)	(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ。) に対	(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・
--------	--	---

	<p>応した介護サービス事業所・施設等</p> <p>① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む。）（別添1の※1～※4に該当する事業所に限る。以下同じ。）</p> <p>② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）</p> <p>③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）（※1）</p> <p>④ 施設内療養を行った高齢者施設等（※5）</p>	<p>施設等を含む。）</p> <p>① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）（別添1の※1～※4に該当する事業所に限る。以下同じ。）</p> <p>② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）</p> <p>③ 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所（※4）、短期入所系サービス事業所（※3）</p> <p>④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）（※1）</p> <p>⑤ 施設内療養を行った高齢者施設等（※5）</p>
	(ア) の①以外	(ア) の①、③以外
	休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために	感染の未然に
	(ア) の①に	(ア) の①又は③に
第4条(2)	(1) の(ア) ①及び②	(1) の(ア) ①から③まで
	感染者と接触があった者	濃厚接触者
	(1) の(ア) ③	(1) の(ア) ④
	(1) の(ア) ④	(1) の(ア) ⑤
別添2	重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体の実施する場合には行政検査として取り扱うこと	行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施すること

	<p>1の対象施設等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と同居する職員</li> <li>・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者</li> </ul> <p>などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。</p>	<p>1の対象施設等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者と同居する職員</li> <li>・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員</li> <li>・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者</li> </ul> <p>などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。</p> <p>※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。</p>
	<p>行政検査として扱われる場合は</p>	<p>その後の検査は行政検査で行われることから</p>
<p>別紙 1</p>	<p>(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ。)に対応した介護サービス事業所・施設等(17を除く。)</p> <p>① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む。)</p> <p>② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所(19及び20の訪問サービスを含む。)、短期入所系</p>	<p>(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む。)(17を除く。)</p> <p>① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)</p> <p>② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(19及び20の訪問サービスを含む。)、短期入所系サービス事業所(19及び20の宿泊サービスを含む。)、介護施設等</p>

<p>サービス事業所（19 及び 20 の宿泊サービスを含む。）、介護施設等</p> <p>③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）</p> <p>④ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等</p>	<p>③ 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所（19 及び 20 の通いサービス又は宿泊サービス、26 の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む。）</p> <p>④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）</p> <p>⑤ 施設内療養を行った高齢者施設等</p>
<p>⑤（ア）①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（※2）（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合に限る。）</p>	<p>⑤（ア）①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（※2）</p>
<p>（ア）の①</p>	<p>（ア）の①又は③</p>
<p>（ア）①及び②</p>	<p>（ア）①～③</p>
<p>又は感染者と接触があった者</p>	<p>又は濃厚接触者</p>
<p>（ア）③</p>	<p>（ア）④</p>
<p>（ア）④</p>	<p>（ア）⑤</p>
<p>④を除く</p>	<p>⑤を除く</p>

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

※ 1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※ 2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（第4条（1）（ア）の事業を除く。）及び居宅療養管理指導事業所

※ 3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）

※ 4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）

※ 5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

本実施要綱第4条（2）の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

### 1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

### 2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・感染者と同居する職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。

※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は、本事業の対象とはならない。

### 3 助成の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別紙1の基準単価

の範囲内)

#### 4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

本実施要綱第4条(2)の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

## 1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
  - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
  - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

## 2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常サービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者ごとに要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①から⑤までを実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考1のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

また、上記①から⑤までに加え、以下の⑥を満たす日は、療養者ごとに要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者\*が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者\*が同一日に5人以上いる

こと。

※ 別添3-1でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快\*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快\*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする。）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

\* 無症状患者（無症状病原体保有者）については、陽性確定に係る検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。

\* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

### 3 助成の上限額

施設内療養者一人当たり一日1万円を補助する（一人当たり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥の要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり一日1万円を追加補助する（一人当たり最大15万円を追加補助。）。

なお、助成額は別紙1の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設当たり200万円、大規模施設等は1施設当たり500万円を限度額とする。

### 4 その他

本助成は、本実施要綱第4条（2）の対象経費の（ア）「（1）の（ア）①から③までに該当する事業所・施設等」への対象経費と併せての助成が可能である。

本実施要綱第4条(2)の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

## 1 助成対象

利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

## 2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常サービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
  - ② ゾーニング（区域をわける）の実施
  - ③ コホーティング（隔離）の実施
  - ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
  - ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
  - ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認
- 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者ごとに要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)までの要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①から⑥までを実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考2のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合を含む。）
  - ・施設からの電話等による相談への対応
  - ・施設への往診（オンライン診療を含む。）
  - ・入院の要否の判断や入院調整

- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

※ (3)から(5)までについては、参考3のチェックリストに記載して、事前に県に提出することとし、チェックリストで示された要件を満たす必要がある。

なお、チェックリストの提出方法等については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等を踏まえた県からの依頼内容に基づき対応することとする。

さらに、上記①から⑥までに加え、以下の⑦を満たす日は、療養者ごとに要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者\*が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日から9月30日まで	令和5年10月1日以降
小規模施設等(定員29人以下)	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等(定員30人以上)	同一日に5人以上	同一日に10人以上

※ 別添3-2でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者(発症日を含めて10日間)とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快\*<sup>1</sup>から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①から⑥までの措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで\*<sup>2</sup>「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで\*<sup>2</sup>「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする。)。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

\* 無症状患者(無症状病原体保有者)について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①から⑥までの措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

\*<sup>1</sup> 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

\*<sup>2</sup> 療養期間中であっても、上記①から⑥までの措置が行われていない期間が存在

した場合、当該期間は補助の対象外とする。

### 3 助成の上限額

施設内療養者一人当たり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日から9月30日まで	令和5年10月1日以降
2の①から⑥までを満たす場合の補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
上記に加えて2の⑦の要件を満たす場合の追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

なお、助成額は別紙1の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設当たり200万円、大規模施設等は1施設当たり500万円を限度額とする。

### 4 その他

本助成は、本実施要綱4条(2)の対象経費の(ア)「(1)の(ア)①及び②に該当する事業所・施設等」への対象経費と併せての助成が可能である。